

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和7年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も10月1日から10月7日まで「全国労働衛生週間」が実施されます。本年度のローガンは、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

です。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎え、この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。近年は、働く女性の健康への対応、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要となっています。

他方、令和6年度は精神障害による労災認定件数が過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策をさらに強化する必要があります。

化学物質による健康障害防止については、国が定めた物質全てを対象に事業者が行うリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要です。

また、石綿の製造・使用等禁止前に石綿含有建材を用いた建築物の解体工事の増加が見込まれるなか、解体・改修前に義務付けられた石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置の適切な実施、資格者による事前調査や調査結果の報告の義務化など、石綿ばく露防止対策の強化を進めています。

このような状況の中、令和5年度から「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定める岐阜局版「第14次労働災害防止推進計画」に基づき、労働災害防止対策を進めてきたところです。

加えて、今年5月に公布された改正労働安全衛生法等では、公布後3年以内に労働者数50人未満の小規模事業場にストレスチェックの実施を義務付けること、安全データシート（SDS）の通知義務に罰則を設けること、個人ばく露測定を作業環境測定と位置づけ、有資格者に実施させること等が規定され、また、今年6月に公布された改正労働施策総合推進法により、令和8年度からは治療と仕事の両立支援に取り組むことが事業主の努力義務となります。

さらに、全国の職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況を踏まえ、熱中症対策の強化を内容とする改正労働安全衛生規則が今年6月1日に施行されたところであり、現在その推進に取り組んでいます。

各事業場におかれましても労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いします。

令和7年8月

岐阜労働局長 原田 浩一